

九州大学カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所規則

平成22年度九大規則第46号
施行：平成22年12月1日
最終改正：令和5年3月28日
(令和4年度九大規則第38号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第8条の2第3項の規定に基づき、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（以下「研究所」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(附属研究施設)

第2条 学則第14条第1項の規定により、研究所に、次世代冷媒物性評価研究センター、三井化学カーボンニュートラル研究センター及びエネルギーシステムデザイン研究センターを置く。

(所長)

第3条 学則第25条の規定により、研究所に、所長を置く。

(副所長等)

第4条 学則第25条の規定により、研究所に、副所長を置く。

2 副所長は、本学の教授並びに国内外の研究者及び学識経験者のうちから、所長の推薦に基づき、総長が任命する。

3 総長は、所長特別補佐を置くことができる。

(サテライトオフィス)

第5条 研究所に、米国内の大学等と連携した研究活動を強化するため、サテライトオフィスを置く。

2 サテライトオフィスは、米国イリノイ大学内に置く。

(研究組織)

第6条 研究所に、研究課題に応じて、ユニット等を置く。

2 ユニット等の組織の詳細については、別に定める。

(支援部門)

第7条 研究所に、研究所の業務を円滑に推進するため、支援部門を置く。

2 支援部門に、部門長を置く。

3 前項の部門長は、当該部門の業務を掌理する。

(教授会)

第8条 学則第31条の規定により、研究所に、教授会を置く。

(運営委員会)

第9条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長の諮問に応じ、研究所の管理運営等に関する事項を審議する。

(シニアアドバイザー委員会)

第10条 研究所に、シニアアドバイザー委員会を置く。

2 シニアアドバイザー委員会は、所長の諮問に応じ、研究所の研究、管理運営等に関する助言及び評価を行う。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営等に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第140号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第33号）

この規則は、平成25年2月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、同条第5項を削る改正規定、第3条第1項の改正規定、第6条の次に1条を加える改正規定及び第7条第2項の改正規定については、同年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第107号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第51号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第3号）

この規則は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年度九大規則第21号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第57号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第21号）

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第38号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。